

みなべ町清川字沢 2189 番 1 の売却に係る入札応募要領

1 入札物件

- (1) 入札に付す物件は、物件調書のとおりです。
- (2) 物件は、現状有姿での引渡しとなります。
- (3) 現地説明会は行いませんので、必ず現地の下見を行ってください。

2 入札参加に当たって

(1) 注意事項

- ① 入札に参加を希望される方は、この要領を熟読のうえ入札に参加してください。
- ② この要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）みなべ町財務規則（平成 16 年規則第 35 号）みなべ町普通財産売り払い事務処理要綱（平成 24 年告示第 28 号）の定めるところにより処理します。
- ③ 入札の公正性と競争性を確保するため、入札参加申込状況に関する問い合わせには一切お答えしません。

(2) 参加資格

入札に参加できる方は、次の①に該当し、②～⑥のいずれにも該当しない方とします。

- ① 令和 6 年 4 月 1 日時点でみなべ町に住民票がある個人
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する者
- ③ 過去 2 年間に於いて、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 6 号までの規定に該当したことがある者
- ④ 不動産の転売を目的としている者
- ⑤ 町税等の滞納者
- ⑥ 個人が入札しようとする場合、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者

3 入札参加申込について

入札に参加を希望される方は、下記の日程で参加申込みを受け付けますので、「様式第 1 号普通財産売払入札参加申込書」に必要事項をご記入の上、申込書と添付書類を役場総務課まで提出してください。

申込書受付期間 令和 6 年 4 月 5 日～4 月 19 日午後 5 時まで

・添付資料 様式第 1 号に記載の書類及び誓約書

4 売却予定価格について

売却予定価格 1,250,000 円

※売却予定価格は、最低落札価格を言います。

5 入札物件の売払いの条件

物件の売払い契約に際しては、次の条件を付しますので、あらかじめご承知のうえ、入札に参加すること。

- (1) 物件を近隣住民との紛争を引き起こす原因となるような用途や利用に使用することはできません。
- (2) 契約の日から5年間は、所有権の移転をしないこと。
- (3) 物件は現状有姿での所有権移転とし、擁壁、外構工事等は落札者の負担で行うこと。
- (4) 上下水道・電気・ガス等の各戸への引き込みに必要となる費用等、物件の引渡し以後に必要な一切の費用は、落札者で負担すること。
- (5) 契約時に付された条件に違反した場合は、違約金（契約金額の10%に相当する額）や損害賠償を請求する場合があります。
- (6) 住宅等の建築に際しては、都市計画法、建築基準法等の法的規制のほか、この要領の定めに従うこと。
- (7) 落札者は契約締結後、本物件に数量の不足又はかくれたかしのあることを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。
- (8) 本物件の地下埋設物調査、地盤調査、土壌調査及び測量は行っておりません。
- (9) 本物件の敷地内又は隣接地に電柱及び空中架線等が設置されている場合、これらの移設費用等について、本人負担が伴う場合があります。手続き等の詳細については、設置者（電力会社、電話会社等）にお問い合わせください。
- (10) 本物件の敷地内にフェンス、塀、柵、杭、よう壁、給排水施設、舗装、車止め等の工作物及び樹木等がある場合、これらの改修・撤去費用等については、町は負担いたしません。
- (11) 町有財産の売払いにおいて、町では購入資金の融資又は融資のあっせんは行っておりません。したがって、落札者が準備及び諸手続を行うこととなります。また、代金の分割払いはできません。
- (12) 町において売買代金の納入を確認し、売買物件の所有権が移転した後には速やかに所有権移転登記をいたします。この際、所有権移転登記に要する費用及び所有権の移転により発生する経費は買主の負担とします。
- (13) 住宅用地として使用すること。

6 入札時の留意事項

(1) 入札には下記ア～イの書類を封入、封印してください。

ア 入札書（様式第4号）

- ① 入札書には、入札者の住所、氏名を記入のうえ、押印をしてください。
- ② 入札金額の記入は算用数字を用い、最初の数字の前に「金」又は「¥」の文字を記入してください。

イ 誓約書

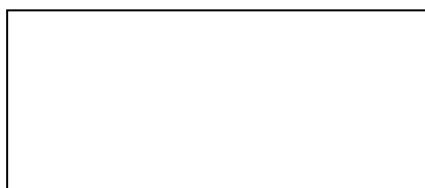
(2) 入札の方法

ア 入札書を封筒に入れ、封緘した後、封筒に入札者の住所、氏名を記入し、役場総務課に提出してください。

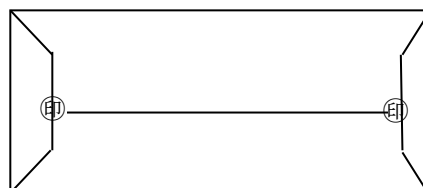
入札日 : 令和6年4月30日～5月17日午後5時まで

イ 提出した入札書は、その事由のいかんに関わらず書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

※封筒の様式



(表)



(裏)

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効となりますのでご注意ください。

- ① 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- ③ 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- ④ 入札書に記名及び押印のない入札
- ⑤ 入札書の記載事項が確認できない入札
- ⑥ 入札書の金額の表示を訂正したもの
- ⑦ 入札書を入れた封筒に記名及び押印のない入札

(4) 開札

開札は役場内で職員が総務課長立会の上で行います。

開札日 : 令和6年5月20日(月)

(5) 落札者の決定

落札者は、町の定める予定価格以上で最高金額の入札者を落札者とします。ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、後日くじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札に関係のない町の職員にくじを引かせます。

7 契約の締結と物件の引渡し

(1) 契約の締結

① 売買契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、落札者の負担となります。

(2) 売買代金の納付

売買代金は、契約締結と同時に契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する金額を納付し、契約締結の日から30日以内に契約締結時に納付した契約保証金を除いた金額を全額納付していただきます。その納付が確認でき次第、契約保証金を売買代金に充当します。

(3) 所有権の移転及び物件の引渡し

売買代金を全額納付されたときに所有権が移転するものとします。また、同時に土地の引渡しがあったものとします。

(4) 所有権移転登記

① 物件の引渡し後、町が所有権移転登記の嘱託手続きを行います。

② 所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。